

札幌市の要綱と江別市の要綱案との主な相違点

1. 「性的少数者」という表記（第1条、第2条）

江別市では従来から、あらゆる世代での理解のしやすさを考慮し、基本計画や啓発物において日本語表記である「性的少数者」という語句を採用していることから、統一性を考慮した表記としました。

2. 対象者の要件（第3条）

○第1号 対象年齢

法改正により、令和4年4月1日から成年年齢が18歳に引き下げとなることから、改正前後のどちらにも対応できる表現として「成年に達していること」と表記しました。

○第2号イ及びウ 転入予定の期限

虚偽や実体を伴わない宣誓により不正に受領証を取得すること防止する目的から、住所要件のうち転入予定については「3か月以内」と期限を設けました。

○第4号 近親者の除外

民法第734条及び第735条の規定により婚姻をすることができないとされている近親者（直系血族又は3親等以内の傍系血族若しくは直系姻族）については対象としない旨を記載しました。（第3条第1項第4号）

3. 受領証の返還（第8条）

○第3号 一時的な転出の場合の除外

宣誓者の一方又は双方が市外に転出した場合であっても、転勤、親族の介護その他やむを得ない事情による一時的な転出については受領証の返還を要しないこととしました。

4. 個人情報の取扱い（第10条）

提出された個人情報について、江別市個人情報保護条例に基づいて取り扱うことを記載しました。

5. 受領証明の取り消し等（第11条）

不正な方法により受領証を取得した場合は、市が証明を取り消すことができることを記載しました。